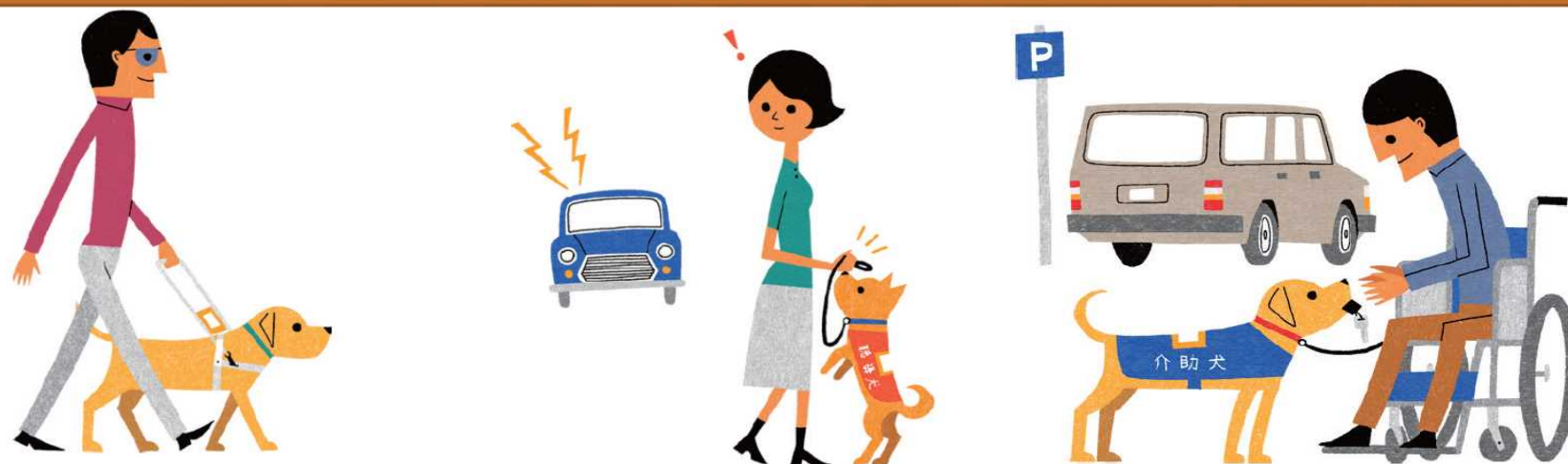


身体障害者補助犬について



平成31年4月

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室



身体障害者補助犬法の概要(平成14年5月29日 法律第49号)

法の目的と定義(第一章)

【目的】

良質な補助犬の育成、補助犬使用者の施設利用の円滑化をもって、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与する

【定義】

- 盲導犬…道交法で定める盲導犬
- 介助犬…肢体不自由のある方のために物の拾い上げ及び運搬等の肢体不自由を補う補助を行う犬
- 聴導犬…聴覚障害のある方にブザー音等を聞き分け、使用者に必要な情報を伝え、必要に応じ音源への誘導を行う犬

訓練事業者の義務等(第二章)

- 良質な補助犬の育成(適正のある犬の選択、獣医師等との連携確保、使用者に必要な補助の把握)
- 育成した補助犬の使用状況の調査、必要に応じた再訓練

使用者の義務等(第三章、第六章)

- 身体障害者補助犬の行動の適切な管理
- 訓練を受けて認定された補助犬である旨の表示
- 獣医師の指導を受け、犬に愛情をもって接する。
- 衛生の確保(予防接種等)

補助犬の認定(第五章)

※盲導犬については、当分の間適用されない。

- 指定法人…厚生労働大臣が指定する補助犬の認定事務を行う法人
 - 身体障害者が同伴して他人に迷惑を及ぼさない等、適切な行動をとる能力があることの認定
 - 認定した補助犬が能力を欠くこととなった場合の認定取消

施設の円滑な利用(第四章)

- 国等、公共交通事業者等、不特定かつ多数の者が利用する施設において補助犬を同伴するのを拒んではない
- 政令で定める規模の民間企業における就業者が補助犬を同伴するのを拒んではない(※2)
- 民間住宅で補助犬を同伴するのを拒まないよう努めなければならない

※施設等を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない

苦情相談窓口について(第七章)

- 都道府県、指定都市、中核市における苦情窓口の設置(※1)

○施行日 平成14年10月1日
○一部改正 平成19年12月5日
施行日:平成20年4月1日(※1)
施行日:平成20年10月1日(※2)

身体障害者補助犬とは



障害のある方の 社会参加を広げるために！

目や耳、手足に障害のある方をサポートする「**ほじょ犬**」は、社会参加に欠かせない大切なパートナーです。障害のある方が日々の暮らしをよりよく過ごせるような社会の実現を目指しています。皆様のご支援とご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。



1 盲導犬

見えない、見えにくい人が安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。ハーネス（胴輪）をつけていて、「盲導犬」と表示しています。

2 介助犬

手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、脱衣の介助などを行います。「介助犬」と表示しています。



3 聴導犬

聞こえない、聞こえにくい人に必要な生活音を知らせます。玄関チャイム音、メールやFAX等着信音、赤ちゃんの泣き声、車のクラクション等を聞き分け教えます。「聴導犬」と表示しています。

（『ほじょ犬もっと知ってBOOK(2019年版)』より抜粋）

身体障害者補助犬の育成について

訓練事業者

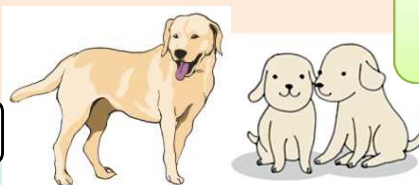
約50日

約1歳

約2歳

約10歳

出産



繁殖犬

子犬

※血統等を勘案してかけ合わせ

繁殖犬ボランティア



子犬

(聴導犬)動物愛護センター等
他事業所との連携等

適正判断
獣医の診察等



子犬

パピーホーム
ボランティア

訓練
(基礎訓練、歩行誘導、
介助動作、聴導動作等)

(去勢、
避妊等)



繁殖犬候補

※血統等により
訓練事業者が判断

合同訓練
(使用者と
補助犬)



PR犬

(訓練事業者が飼育)

貸与
一部譲渡



認定

指定法人



キャリアチェンジ
(一般家庭に譲渡)

(引退)



引退犬

引退犬ボランティア

※ユーザーに引き取られるケース有

身体障害者補助犬の認定の流れ

訓練事業者(第二種社会福祉事業)

社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、
NPO法人、任意団体、個人

都道府県に届出

盲導犬訓練施設

盲導犬の育成・合同訓練

盲導犬の認定

- 盲導犬の認定業務を行う法人は、**国家公安委員会**が指定を行う。
- 盲導犬の認定に関しては、当分の間、補助犬法の規定は適用されない。（道路交通法に関する規定が適用）
- 盲導犬訓練施設は社会参加支援施設の設備基準等を満たす必要がある。

国家公安委員会が指定

都道府県に届出

介助犬訓練事業を行う者

介助犬の育成・合同訓練

聴導犬訓練事業を行う者

聴導犬の育成・合同訓練

認定申請

指定法人(一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人)

厚生労働大臣が指定した法人

介助犬、聴導犬の認定

厚生労働大臣会が指定

身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）

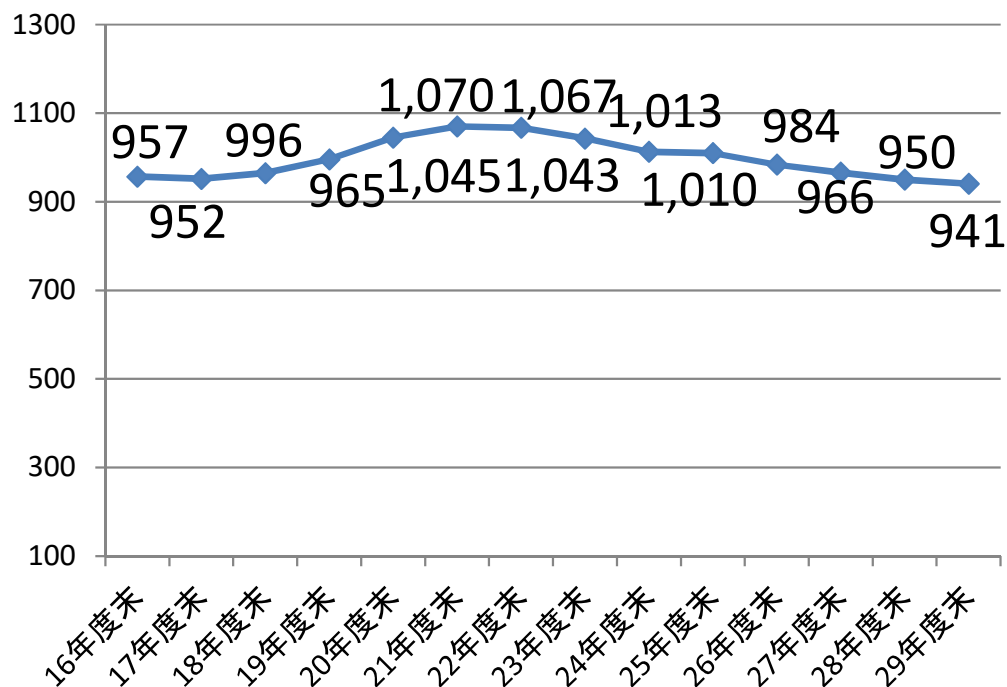
※国等、公共交通機関、不特定多数が利用する施設等では、補助犬の同伴は拒むことができない。

身体障害者補助犬実働頭数の推移

盲導犬

(頭)

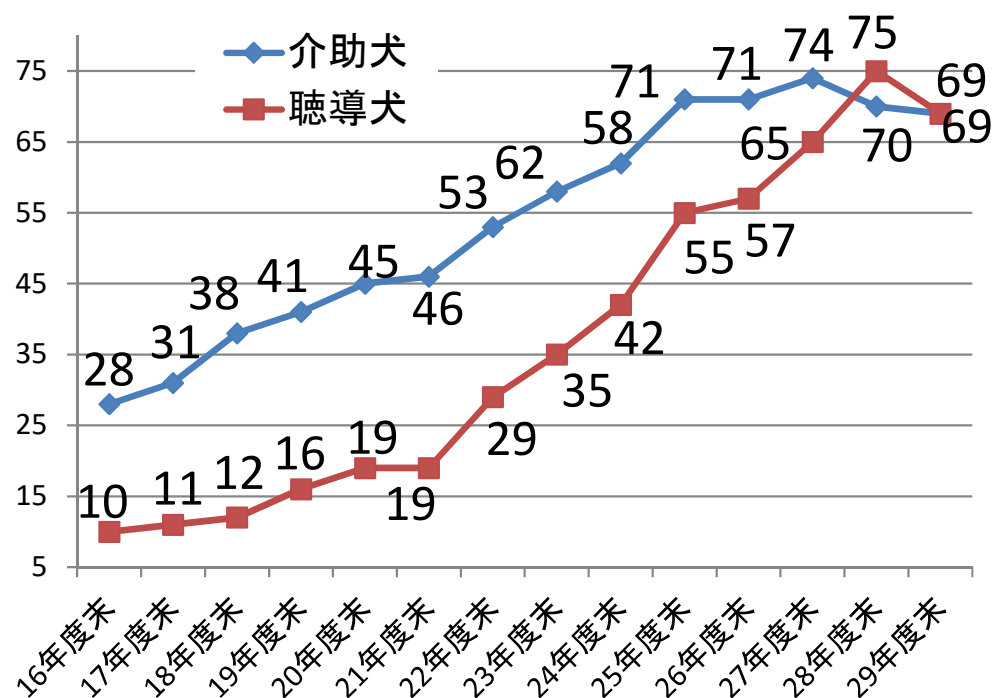
盲導犬



社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会自立支援部会盲導犬委員会による年次報告書(毎年度4月末付け)より抜粋(各年度3月末時点のデータ)

介助犬・聴導犬

(頭)



指定法人から厚生労働省へ報告があったもの(各年度3月末時点のデータ)

指定法人・訓練事業者の状況

指定法人

(平成31年3月1日現在)

厚生労働省

○ 身体障害者補助犬法第15条に基づく指定法人

- ・ 介助犬 7 法人
- ・ 聴導犬 6 法人

国家公安委員会

○ 道路交通法施行令に基づく盲導犬訓練施設 11 法人

動物愛護法に基づく第二種動物取扱業

都道府県

社会福祉法に基づく
社会参加支援施設・第二種社会福祉事業

訓練事業者

- 介助犬訓練事業関係 26事業者
- 聴導犬訓練事業関係 20事業者

(※ 第二種社会福祉事業届出状況)

身体障害者補助犬法第15条に基づく指定法人

①介助犬

名 称	郵便番号	主たる事務所の所在地	電話番号	指定の日
(社福)横浜市リハビリテーション事業団	222－0035	神奈川県横浜市港北区鳥山町1770	045-473-0666	H15.6.30
(社福)兵庫県社会福祉事業団	651－2134	兵庫県神戸市西区曙町1070	078-927-2727	H15.9.30
(社福)日本聴導犬協会	399－4301	長野県上伊那郡宮田村7030-1	0265-85-4615	H16.1.22
(社福)名古屋市総合リハビリテーション事業団	467－8622	愛知県名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1番地2	052-835-3811	H16.7.21
(社福)日本介助犬福祉協会	294－0221	千葉県館山市布沼1210-122	0470-28-5662	H18.3.29
(社福)千葉県身体障害者福祉事業団	266－0005	千葉県千葉市緑区菅田町1丁目45番2	043-291-1831	H19.9.7
(公財)日本補助犬協会	241－0811	神奈川県横浜市旭区矢指町1954番地の1	045-951-9221	H22.9.1

②聴導犬

名 称	郵便番号	主たる事務所の所在地	電話番号	指定の日
(社福)横浜市リハビリテーション事業団	222－0035	神奈川県横浜市港北区鳥山町1770	045-473-0666	H15.6.30
(社福)日本聴導犬協会	399－4301	長野県上伊那郡宮田村3200番地2	0265-85-4615	H16.1.22
(社福)名古屋市総合リハビリテーション事業団	467－8622	愛知県名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1番地2	052-835-3811	H16.7.21
(社福)兵庫県社会福祉事業団	651－2134	兵庫県神戸市西区曙町1070	078-927-2727	H16.9.15
(公財)日本補助犬協会	241－0811	神奈川県横浜市旭区矢指町1954番地の1	045-951-9221	H22.9.1
(社福)日本介助犬福祉協会	294－0221	千葉県館山市布沼1210-122	0470-28-5662	H27.1.21

第二種社会福祉事業届出状況一覧

H31..1.1現在

自治体	訓練事業者の名称	設置・経営主体	代表者名	所在地	電話番号	介助犬	聴導犬
茨城県	学校法人佐山学園アジア動物専門学校	学校法人佐山学園アジア動物専門学校	佐山 等	茨城県石岡市貝地2-3508	0299-35-5380	○	○
埼玉県	公益社団法人日本聴導犬推進協会	公益社団法人日本聴導犬推進協会	河野 滋	埼玉県ふじみ野市亀久保2201-5	049-262-2333		○
千葉県	館山総合訓練センター	社会福祉法人日本介助犬福祉協会	川崎 芳子	千葉県館山市布沼字平砂浦1211-122	0470-28-5662	○	○
東京都	社会福祉法人日本聴導犬協会 東京支部	社会福祉法人日本聴導犬協会	増田 美恵子	東京都八王子市横川町772番地12	042-634-9881		○
神奈川県	特定非営利活動法人聴導犬育成の会	特定非営利活動法人聴導犬育成の会	松田 治子	神奈川県鎌倉市津519-1	0467-32-4042		○
神奈川県	神奈川介助犬聴導犬協会	特定非営利活動法人ウエルフェアポート湘南	関水 俊明	神奈川県茅ヶ崎市芹沢876-4	0467-38-5030	○	○
長野県	社会福祉法人日本聴導犬協会	社会福祉法人日本聴導犬協会	増田 美恵子	長野県上伊那郡宮田村7030-1	0265-85-4615	○	○
愛知県	介助犬総合訓練センターシンシアの丘	社会福祉法人日本介助犬協会	伊藤 利之	愛知県長久手市福井1590-51	0561-64-1277	○	
滋賀県	びわこみみの里	社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会	藤田 保	滋賀県守山市水保町165-1	077-514-9078		○
京都府	特定非営利活動法人京都ケアドッグステーション	特定非営利活動法人京都ケアドッグステーション	長谷川 佳子	京都府長岡京市友岡西畑25	075-953-1884	○	○
奈良県	日本サポートドッグ協会	特定非営利活動法人日本サポートドッグ協会	阿部 明子	奈良県生駒市高山町8134-1	0743-79-9750	○	○
山口県	ドッグスクールSue	ドッグスクールSue	末岡 賢志	山口県山陽小野田市津布田145-5	090-9183-6901	○	
徳島県	特定非営利活動法人ボランティアドッグ育成センター	特定非営利活動法人ボランティアドッグ育成センター	新田 訓由	徳島県板野郡板野町川端字富ノ谷口34-5	088-672-4461		○
愛媛県	えひめドッグスクール	えひめドッグスクール	田坂 博志	愛媛県新居浜市多喜浜2-6-20	0897-46-3269	○	
福岡県	特定非営利活動法人九州補助犬協会	特定非営利活動法人九州補助犬協会	櫻井 恭子	福岡県糸島市志摩井田原76番地の20	092-327-0364	○	○
熊本県	特定非営利活動法人介助犬協会キスマット	特定非営利活動法人介助犬協会キスマット	松尾 正直	熊本県宇土市栗崎町958番地	0964-22-8011	○	
鹿児島県	特定非営利活動法人Earth Angel Dog	特定非営利活動法人Earth Angel Dog	石原 涼子	鹿児島市下福元町7712-1	099-801-3087		○
千葉市	社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団	社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団	中岡 靖	千葉県千葉市緑区誉田町1-45-2	043-291-1831	○	
船橋市	千葉介助犬協会	特定非営利活動法人兵庫介助犬協会	北澤 光大	千葉県船橋市海神5-27-15-102	047-437-6155	○	
横浜市	社会福祉法人横浜市総合リハビリテーションセンター	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団	大八木 雅之	神奈川県横浜市港北区鳥山町1770	045-473-0666	○	○
横浜市	公益財団法人日本補助犬協会	公益財団法人日本補助犬協会	新井 敏之	神奈川県横浜市旭区矢指町1954番地の1	045-951-9221	○	○
横浜市	社会福祉法人アジアワーキングドッグサポート協会	社会福祉法人アジアワーキングドッグサポート協会	野地 義行	神奈川県横浜市港北区高田東3-1-21反田ビル1F	045-544-8441	○	○
横浜市	社会福祉法人日本介助犬協会	社会福祉法人日本介助犬協会	伊藤 利之	神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-9	045-476-9005	○	
名古屋市	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団	松井 宣夫	愛知県名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1-2	052-835-3811	○	○
京都市	京都介助犬トレーニングセンター	京都介助犬トレーニングセンター	本岡 一也	京都府京都市左京区岩倉中在地町267-1グラン ドール坂田1F	075-705-3230	○	○
京都市	京都アシスタントドッグ育成協会	京都アシスタントドッグ育成協会	木村 有希	京都府京都市左京区北白川仕伏町3-13	075-721-1852	○	
神戸市	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	山本 嘉彦	兵庫県神戸市西区曙町1070	078-927-2727	○	○
神戸市	社会福祉法人兵庫盲導犬協会	社会福祉法人兵庫盲導犬協会	岸田 衛幸	兵庫県神戸市西区押部谷町押部24	078-995-3481	○	○
西宮市	特定非営利活動法人兵庫介助犬協会	特定非営利活動法人兵庫介助犬協会	北澤 光大	兵庫県西宮市馬場町4番9号	0798-37-4649	○	
奈良市	特定非営利活動法人近畿介助犬協会	特定非営利活動法人近畿介助犬協会	柳本 忠二	奈良県奈良市小倉町1000番地	0743-84-0394	○	
岐阜市	特定非営利活動法人日本動物介護センター	特定非営利活動法人日本動物介護センター	山 口 常夫	岐阜県岐阜市藍川町1番地16	058-264-4454	○	
松山市	ドッグフォーライフジャパン	一般社団法人 ドッグフォーライフジャパン	砂田 真希	愛媛県松山市三町3丁目3-26	089-906-4460	○	○
					計	26	21

盲導犬訓練施設一覧

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
(公財)北海道盲導犬協会	005-0030	札幌市南区南30条西8丁目1-1	011-582-8222	011-582-7715
(公財)東日本盲導犬協会	321-0342	栃木県宇都宮市福岡町1285	028-652-3883	028-652-1417
(公財)日本盲導犬協会(事務所)	150-0045	渋谷区神泉町21-3 渋谷YTO2ビル3F	03-5452-1266	03-5452-1267
〃 日本盲導犬総合センター	418-0102	静岡県富士宮市人穴381	0544-29-1010	0544-54-3030
〃 神奈川訓練センター(兼本部)	223-0056	横浜市港北区新吉田町6001-9	045-590-1595	045-590-1599
〃 仙台訓練センター	982-0263	仙台市青葉区茂庭字松倉12-2	022-226-3910	022-226-3990
〃 島根あさひ訓練センター	697-0426	浜田市朝日町丸原155-15	0855-45-8311	0855-45-1139
(公財)アイメイト協会	177-0051	練馬区関町北5-8-7	03-3920-6162	03-3920-6063
(社福)中部盲導犬協会	455-0066	名古屋市港区寛政町3-41-1	052-661-3111	052-661-3112
(社福)日本ライトハウス(本部)	538-0042	大阪市鶴見区今津中2-4-37	06-6961-5521	06-6961-6268
〃 盲導犬訓練所	585-0055	大阪府南河内郡千早赤阪村東阪1202-11	0721-72-0914	0721-72-0916
(公財)関西盲導犬協会	621-0027	京都府亀岡市曾我部町犬飼未ヶ谷18-2	0771-24-0323	0771-25-1054
(社福)兵庫盲導犬協会	651-2212	神戸市西区押部谷町押部字向井24	078-995-3481	078-995-3483
(公財)九州盲導犬協会	819-1122	福岡県糸島市東702-1	092-324-3169	092-324-3386
(公財)日本補助犬協会	241-0811	神奈川県横浜市旭区矢指町1954-1	045-951-9221	045-951-9222
(一財)いばらき盲導犬協会	312-0052	茨城県ひたちなか市東石川3444-7	029-272-7210	029-275-3122

○ 身 体 障 害 者 補 助 犬 育 成 促 進

地域生活支援促進事業費補助金（国庫補助率：1／2）

※ 都道府県事業

※障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により業務を効果的・効率的に実施

1 目 的

身体障害者の自立と社会参加を促進するため、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬の育成（訓練を含む）を行うとともに、地域における利用希望者のニーズ等を踏まえた補助犬の普及促進等を計画的に進めることにより、補助犬ユーザーの社会参加がより一層促進されることを目的とする。

2 事業内容

(1) 補助犬の育成

補助犬を育成するための訓練（身体障害者補助犬法施行規則（平成14年厚生労働省令第127号）第1条（第4項を除く。）、第2条（第4項を除く。）及び第3条（第4項を除く。）の規定に基づき行う訓練をいう。）を実施する。なお、本事業の対象経費は、身体障害者補助犬法第16条第1項の認定を受けた補助犬の訓練に要した経費に限る。

(2) 育成計画の作成

補助犬の育成計画を作成する。また、必要に応じ計画の見直しを行う。

ア 補助犬に関するニーズの把握

各都道府県における補助犬の使用者数及び使用希望者数の把握。

イ 供給体制の把握と計画的な育成に向けた連携体制の構築

訓練事業者の育成状況（育成可能頭数・見込み等）を把握し、アによって把握したニーズを踏まえ、計画的な対応を行うための広域的な連携体制を構築する（隣接都道府県、補助犬の訓練事業者等が参画する連携協議会の設置等）。

(3) 理解促進、普及・啓発

地域住民等に対するイベント等の開催、広報など、補助犬に対する理解促進や補助犬の普及・啓発を図るための取組を行う。

3 留意事項

- 補助犬を使用するための訓練を希望する障害者の選定を行う場合は、障害等の状況や生活環境などを十分に確認することにより、訓練や訓練後の補助犬の認定が適切に行われるかどうか、慎重に検討を行うこと。その際、訓練事業者による補助犬を希望する障害者との面接等を通じて得られた、訓練実施の見込み等を参考とすることが望ましい。
- 実際の訓練を行う訓練事業者の選定に当たっては、訓練を希望する障害者の意向を踏まえつつも、当該訓練事業者の補助犬に関する訓練・認定実績等を確認することなどにより、適切な事業者の選定に留意する。

一般向けの普及啓発

リーフレット（一般向け）



ポスター



ステッカー



政府インターネットテレビ「徳光・木佐の知りたいニッポン！
～障害のある方のパートナー もっと理解しよう！ ほじょ犬のこと」

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg14097.html>



医療機関向けの普及啓発

リーフレット
（医療機関向け）



身体障害者補助犬
受け入れマニュアル

目 次	
はじめに.....	1
I. 身体障害者補助犬とは.....	2
II. 補助犬を受け入れるための体制づくり.....	4
III. 受け入れ体制の徹底.....	6
IV. 受け入れの範囲や方法.....	9
V. 補助犬ユーザーへの対応.....	14
おわりに.....	16
【本冊子作成に協力いただいた関係者】..... 17	

※日本医師会、日本看護協会、日本感染症学会、補助犬使用者等の協力で作成。各都道府県医師会を通じて周知を図っている

海外使用者向けの普及啓発

英語版リーフレット



海外使用者向けポータルサイト
http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html



実働頭数、イベントのお知らせ等、最新情報を含めて、制度について厚生労働省ホームページで情報発信

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiashahukushi/hojoken/index.html

「障害者週間」身体障害者補助犬普及啓発イベント(概要)

○目的 日頃、障害者問題に関心のない一般市民に対し、『身体障害者補助犬法』の周知を図り、正しい理解を促すことで、補助犬を同伴する身体障害者の更なる自立と社会参加に寄与する事を目的とする。また、実際の障害者の話を聞くことで、障害者問題を考えるきっかけ作りとする。

○内容 身体障害者補助犬法、及び身体障害者補助犬について理解を深めるテーマを設定。盲導犬、介助犬、聴導犬それぞれのデモンストレーション、補助犬使用者によるトークショー等を実施。

	日時	場所
平成18年度	12月4日	有楽町マリオン11F有楽町朝日スクエア
平成19年度	12月4日	
平成20年度	12月3日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成21年度	12月4日	
平成22年度	12月4日	
平成23年度	12月4日	
平成24年度	9月30日	ららぽーと甲子園(尼崎市)
	12月2日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成25年度	9月29日	ららぽーと甲子園(尼崎市)
	12月7日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成26年度	9月28日	ららぽーと甲子園(尼崎市)
	12月6日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成27年度	10月3日	阪急うめだ本店(大阪市)
	10月4日	ららぽーと甲子園(尼崎市))
	12月5日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成28年度	10月1日	阪急うめだ本店(大阪市)
	12月3日	ららぽーと横浜(横浜市)
	3月27日	ららぽーとEXPOCITY(吹田市)
平成29年度	12月3日	ららぽーと立川立飛(立川市)
	12月9日	阪急うめだ本店(大阪市)
	3月3日	エミフルMASAKI(松山市)
平成30年度	9月30日	恵比寿ガーデンプレイス(東京都)
	10月14日	かでの2・7(札幌市)
	12月1日	阪急うめだ本店(大阪市)



平成28年度のイベントより

指定法人に対する通知

1 「海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドライン」の制定について

(平成30年11月21日 障企自発1121第1号)

渡航する補助犬について、日本の「身体障害者補助犬」と同等の質が確保されていると確認した上で、統一的なプロセスで、その旨を証明する書類(期間限定証明書)を発行するよう、ガイドラインを制定して指定法人宛に通知。

日本の定義	同等である海外の補助犬の種類	訓練事業者の要件
盲導犬	Guide Dog	International Guide Dog Federation (IGDF)の認定団体
介助犬	Service Dog (Mobility Service Dogに限る)	Assistance Dog International (ADI)のうち、Mobility Service Dogの訓練を行っている認定団体
聴導犬	Hearing Dog	Assistance Dog International (ADI)のうち、Hearing Dogの訓練を行っている認定団体

2 身体障害者補助犬の指定法人に関する報告等の様式について

(平成31年3月22日 障企自発0322第1号)

指定法人が、身体障害者補助犬法及び同法施行規則に基づき、厚生労働大臣に報告する際の様式を定め、指定法人宛に通知。

定期的な報告	3月末	毎事業年度の事業計画書 毎事業年度の収支予算書
	6月末	毎事業年度の事業報告書 毎事業年度の収支決算書 毎事業年度の財産目録 毎事業年度の貸借対照表 様式6 認定した補助犬の状況について
認定に関する報告	認定を行った時	様式4-1 補助犬認定報告書 表示、身体障害者管理記録、認定証の写し 身体障害者手帳の写し 様式4-2 認定審査委員会の概要
	認定の取消を行った時	様式5 認定取消報告書

指定申請関連	新規に指定申請する時	様式1 指定申請書
		定款及び登記事項証明書
		事業計画書、収支予算書、財産目録及び貸借対照表
		様式1-2 法人の名称等
		様式1-3 役員の氏名及び住所並びに略歴
		様式1-4 訓練を行う者の氏名及び訓練に関する実績
		様式1-5 研究者の氏名及び研究に関する実績
		認定業務の実施に関する規定
		審査委員会の運営に関する規定
		様式1-6 審査委員会の委員の氏名及び略歴
		様式1-7 苦情の解決のための体制の概要
	申請内容を変更する時	様式2-1 指定申請内容状況変更申請書
		様式2-2 法人の名称等
		様式2-3 役員の氏名及び住所並びに略歴
		様式2-4 訓練を行う者の氏名及び訓練に関する実績
		様式2-5 研究者の氏名及び研究に関する実績
		様式2-6 審査委員会の委員の氏名及び略歴
		様式2-7 苦情の解決のための体制の概要
	廃止等をする時	様式3 廃止・休止・再開届

海外の補助犬使用者の入国プロセス

